

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する会長声明

2020年（令和2年）3月12日

兵庫県弁護士会

会 長 堺 充 廣

新型コロナウイルス（COVID-19）の国内感染者は627人（クルーズ船等を除く）、兵庫県内においても41人の感染者が確認されるなど、感染の拡大は深刻な状況を迎えている。感染終息が見通せない状況の中で、小、中、高の各学校及び特別支援学級の休校措置の実施や国内外の経済活動の縮小等により、国民の不安・困惑が拡大し、かつ、国民生活や社会経済への打撃が広がりつつある。

当会としても、感染者の方々の早期の回復を祈念するとともに、感染拡大によって生じる法的課題に対する相談窓口の設置等を検討している。また、国や自治体に対しては、今後の感染拡大を可能な限り防止する施策の早急な実施を求めるものであるが、特に以下の各点について意見を述べる。

第1に、現在、国会では、新型コロナウイルス感染症対策として、現行の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の一部改正として、近日中に法案を決定する見込みであるが、特措法に基づく緊急事態宣言については、権力の集中と私権をはじめ集会や報道の自由の大幅な制限を伴う措置である以上、①事前又は事後に国会の承認を必要とする、②最長6ヶ月以内の実施期間の制限を設ける、③宣言後も国会の決議による解除を認める、等といった厳格な要件を定めるべきである。

第2に、特措法の改正により対応するとしても、新型コロナウイルスについては、現時点では治療法や感染、症状の進行等に不明な点が多く、必要な感染の有無、症状の程度についての検査が十分に行えていない状況にある。今後、現実に対応を要する都道府

県、市町村等の自治体、指定公共機関等に対する財政的な補償や感染の疑いのある者に対する医療費の補償を充実させることにより、適切な医療体制の実現を目指すべきである。

第3に、現在の小、中、高、特別支援学校への全国一律休校措置によって子どもの教育を受ける権利等の重要な権利への影響が生じており、子どものこれらの権利を擁護するための具体的な施策を検討すべきである。

第4に、全国的な経済活動の縮小等により、とりわけ中小事業者、個人事業者、フリーランス、非正規雇用等の労働者が深刻な損失、損害を被りつつある。これらの損失、損害について、事業継続や生活の安定・維持に資するようなきめ細かく、かつ平等な補償がされるべく、補償の対象や具体的な補償の内容について早急に財政的裏付けを持った指針が示されるべきである。

第5に、医療関係者、研究者、法律家、行政職員等による専門家の叡智を結集した第三者機関を早急に設置し、当該機関が国の具体的方針の作成、施策の実行、情報発信等のチェックを行うことが望まれる。

以 上